

第167回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】
議事録

日時：平成30年8月8日(水)13:00～13:10

場所：経済産業省 別館1階103-105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、林委員、圓尾委員、箕輪委員

議題：

- (1) JEPXの業務規程変更の認可に係る意見聴取への回答について
- (2) 関西電力・大飯原子力発電所再稼働に伴う値下げに関する消費者委員会意見について
- (3) 第166回電力・ガス取引監視等委員会の議事の報告について

○八田委員長　それでは、ただいまから第167回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

第1部の議題は、「議事次第」にあるとおりです。

議題に入る前に、議事や資料の取り扱いについて、都築課長からご説明をお願いいたします。

○都築総務課長　「議事次第」にございます第2部の5つの議題ですが、個社情報を取り扱うこととなります。このため、議事については、この場で必要と認められた場合には非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することとしたいと思います。また、会議資料につきましては、情報公開請求がなされた場合には、その対応について改めて相談することとさせていただければと思います。この点ご判断をいただければと思います。

○八田委員長　ありがとうございました。

今、都築さんからご説明があったように、「議事次第」において、第2部として記載されている5つの議題については、非公開での開催とさせていただきます。

それでは、早速議事に入ります。

議題(1)は、「JEPXの業務規程変更の許可に係る意見聴取への回答について」、これは、木尾室長からお願いいたします。

○木尾取引制度企画室長　資料3でございます。「日本卸電力取引所の業務規程変更の認可申請について」ということとございます。

具体的な中身は、資料3-1で説明させていただければと思いますけれども、中身について、5/8ページに書かせていただいておりますが、「改正ポイント」ということとございます。2点ございます。

いずれも委員会で何回かご説明させていただいたことでもございますけれども、1点目が、市場の範囲・清算価格について、現状、全国1エリア、システムプライスで清算しているところについて、西日本・東日本2エリアに変更し、清算価格についても、東日本については東京エリアプライスを、西日本については関西エリアプライスを採用するということが1点目でございます。

2点目でございますけれども、手数料について、でございますが、月間あるいは週間商品について、市場活性化までの当面の措置として、1取引当たりの手数料を1万円から1/10の1,000円に変更するというものでございます。

こちらについて、審査基準に照らし、事務局で審査をさせていただいたところ、問題は無いと考えてございまして、ご審議をいただければと思っております。

ご参考でございますけれども、資料3-2、資料3-3に、それぞれ経済産業大臣からの意見照会文書と、委員会からの回答案についてお諮りをさせていただいております。

ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○八田委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、異論がございませんでしたので、このとおりに、事務局で速やかな手続を開始していただきたいと思っております。

○木尾取引制度企画室長 ありがとうございます。

○八田委員長 それでは、次の議題に移ります。議題(2)の「関西電力・大飯原子力発電所再稼働に伴う値下げに関する消費者委員会意見について」、野沢管理官からご説明をお願いいたします。

○野沢統括NW事業管理官 ありがとうございます。

資料4になります。1/2ページでございます。

「趣旨」のところに書いておりますけれども、先般、関西電力による大飯原子力発電所の3・4号機の再稼働に伴って、7月1日付で電気料金の値下げが実施されておりました、そのフォローアップとして消費者委員会の意見が表明されましたので、ご報告するものでございます。

「ポイント」で、経産省側としてのフォローアップの経緯を1.で示しております

けれども、真ん中の方ですが、6月18日に当委員会として大臣に「条件を満たす値下げが行なわれていることが認められる」旨の回答を出しているところでございます。

2. で、公共料金等専門調査会及び消費者委員会におけるフォローアップとしまして、7月23日と27日の2回に分けて公共料金等専門調査会が開催されまして、8月2日に消費者委員会本会議が開催されて、意見表明が同日付でなされているものでございます。

別のファイルになりますが、別紙をみていただければと思いますけれども、具体的には、1/3ページで、「8月2日消費者委員会」ということで、2段落目になりますけれども、「電力・ガス取引監視等委員会及び消費者庁には、本意見で示された今後の課題への積極的な対応を期待する」ということが付されておまして、具体的には、次ページ以降でございますが、消費者委員会公共料金等専門調査会のまとめられた意見でございます。

ポイントでございますけれども、下の方の2. の「値下げについての評価」というところでございますが、一番下で、「今回の値下げにおいては、大飯原子力発電所3・4号機の再稼働による火力燃料費の削減部分が原価に反映され、値下げがなされたことが確認された」ということでございまして、次のところですが、「また、平成27年6月の値上げ後、電力市場における競争の進展等の結果、関西電力の販売電力量は減少している。販売電力量の減少は、単位当たりの原価を上昇させるおそれがあったところですが、しかし、この上昇要因は、経営効率化による経費削減で吸収され、値上げ幅は減少していないことが確認された」としております。

また、次の・ですけれども、我々の査定方針では、原則として再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきとされているところですが、今回、大飯の3号機については、4月に本格運転を再開する一方、値下げは本年7月1日ということで、再稼働の翌々月までにはなっていないのではないかとこのところについては、「しかしながら」のところですが、費用の削減分は、実質的に値下げに適正に反映されていて、消費者にとってのわかりやすさや手続の効率化の観点からは問題ないことが確認された」とされております。

3. で「今後の課題」でございますけれども、4行目で、「このため、関西電力及び各電力会社においては、原発停止や再稼働の遅れを理由として認可された電気料金の値上げについて、今後再稼働などの進展がみられるのであれば、停止前の水準まで電

気料金を戻すよう努力することが必要とされておりまして、仮に戻すことができないのであれば、その理由について十分に説明が必要」とされておりまして。

次の段落のところ、「電気料金の値下げが適切に行われるかについて、電力・ガス取引監視等委員会による適切な監視が行われることが重要」という意見がされておりまして、最後、「今後」のところですけども、「関西電力のみならず各電力会社において再稼働が行われた場合には、再稼働により節約された燃料費が適切に反映されているかについて、引き続き丁寧な検証を行う必要がある」ということの見解が出されています。

ご報告は以上です。

○八田委員長　　ありがとうございました。

ただいまのご報告に対して、何らかのご発言、ございますでしょうか。

(発言等:なし)

特にないようですので、これは報告ですから、このご報告を了としたいと思います。

それでは、次の議題に入ります。議題(3)の「第166回委員会(書面開催)の報告について」、都築課長からお願いします。

○都築総務課長　　それでは、資料5を御覧いただければと思います。

囲みのところを御覧いただければと思います。平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用地域に係る対応のため、当委員会の運営規程第2条2項の規定に基づき、委員会を書面開催した旨の報告です。

資料の下に表がございますが、8月1日に中国電力からの認可申請に基づき、経済産業大臣から委員長宛て意見の求めがございました。これに対して「当該認可を行うことについて異存はない」旨、回答をさせていただいたところでございます。

また、別紙においては、中国電力の特別措置の内容について、特定小売約款、それから託送約款のそれぞれにつきまして、特別措置の概要を添付させていただいております。

簡単ですが、以上、報告です。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対して、何かご発言ありますでしょうか。

(発言等:なし)

それでは、これもご報告でしたので、ご報告を了としたいと思います。

それでは、本日、第1部で予定していた議事は以上ですけれども、事務局よりご連絡はありますか。

○都築総務課長 冒頭のところでもご判断いただきましたように、以降の議題につきましては非公開での進行となります。そのため、一般傍聴の皆様方におかれましては、こちらでご退室をいただければと思っております。

○八田委員長 それでは、これをもちまして、第1部を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

――了――